

# 桑名市公園施設

---

## 維持管理及び運営に関する業務水準書

令和6年11月

桑名市

## 目次

第1	総則	1
1	業務の実施について	2
第2	維持管理業務の水準	4
1	建築物保守管理業務	4
2	建築設備保守管理業務	6
	(表1) 建築設備維持管理項目	8
3	環境衛生管理業務	9
4	備品等保守管理業務	11
第3	公園業務の水準	12
1	樹木等植物育成管理業務	12
2	施設の維持管理業務	13
第4	公園の個別業務の水準	15
1	九華公園(柿安コミュニティパークを含む。)	15
2	播磨1号緑地	17
3	大山田第二公園	18
4	大山田第四公園	19
5	星川公園(多目的運動広場を含む。)	20
6	こばさか公園	21
7	立花公園	22
8	エイベックス播磨中央公園	23
第5	施設維持管理における管理区分	24
第6	受託者が遵守すべき法令等一覧	26
1	個別法令	26
2	関連法令(施設維持、設備保守点検に関する法律)	26
3	関連法令(工事に関する法規、規定)	26
4	桑名市関連	26

## 第1 総則

この、桑名市公園施設維持管理及び運営に関する業務水準書(以下「業務水準書」という。)は、桑名市(以下「市」という。)が桑名市公園施設管理業務委託(以下「本事業」という。)を募集又は選定するに当たり配布する桑名市公園施設管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領と一体のものとして位置付けるものであり、本事業の維持管理業務について、管理業務に市が要求するサービス水準及び具体的な指針を示すものです。

## 1. 業務の実施について

項目	内容
<p>維持管理、運営及び備品等整備に関する業務</p> <p>1. 公園施設の概要</p> <p>2. 業務の目的</p> <p>3. 業務実施の範囲</p> <p>(1)維持管理業務 (業務の範囲)</p> <p>(2)公園業務</p> <p>(3)公園の個別業務</p> <p>(4)事業期間開始前の引継事務</p> <p>(5)その他管理運用に関し必要なこと</p> <p>4. 各種管理記録等の整備保管</p>	<p>管理業務を依頼するのは、公園施設である。詳細は別添「施設の概要」による。</p> <p>公共施設として業務を遂行する上で支障がないように、公園及び建築設備等の性能並びに機能を常時適切な状態に維持管理すると共に、公共施設の運営等を行う。</p> <p>受託者が行う維持管理業務は施設全体を範囲とし、以下業務について維持管理業務要求水準の示す範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物保守管理業務</li> <li>・ 建築設備保守管理業務</li> <li>・ 環境衛生管理業務</li> <li>・ 備品等保守管理業務</li> </ul> <p>公園業務の水準の示す範囲とする。</p> <p>公園の個別業務の水準の示す範囲とする。</p> <p>受託者は、事業期間開始前において、円滑かつ支障なく、管理運用業務を実施できるように引き継ぎを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督官庁への届出業務に関すること。</li> <li>・ 桑名市情報公開条例（平成16年桑名市条例第20号）に基づく情報公開に関すること。</li> <li>・ 市、関係団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 管理運営に必要な研修の実施に関すること。</li> <li>・ 苦情並びに要望の対処及び報告に関すること。</li> </ul> <p>維持管理等の実施に当たっては、必要な関係法令、技術基準等を充足した業務計画書を作成し、当該業務計画に基づき業務を実施する。</p>

項目	内容
<p>5 . 用語の定義</p> <p>(1) 運転及び監視</p> <p>(2) 保守管理</p> <p>(3) 保守</p> <p>(4) 点検</p> <p>(5) 定期点検</p> <p>(6) 法令点検</p> <p>(7) 修繕</p> <p>(8) 清掃</p>	<p>各種建物維持管理の記録等を作成及び保管し、市の要請に応じて提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検記録等は事業期間終了後に市へ移管し、引継を行う。</li> <li>・ 各種建物維持管理の記録は、点検記録、事故記録及び営繕工事完成図書を含む。</li> </ul> <p>業務水準書において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。</p> <p>建築物等の点検等を行い、当該点検等により発見された建築物等の不良箇所の簡易修繕により建築物等の性能を常時適切な状態に保つこと。</p> <p>建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業をいう。</p> <p>建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べること。機能に異常又は劣化がある場合は、必要に応じ適切な措置を判断及び実施することを含む。</p> <p>建築物等の機能が、常時正常な状態を保てるように維持するよう、一定の期間ごとに点検することをいう。</p> <p>建築物等の施設の関係法令に基づく点検をいう。</p> <p>建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は事実上支障のない状態まで回復させることをいう。</p> <p>汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。</p>

## 第2 維持管理業務の水準

### 1. 建築物保守管理業務

項目	内容
1. 業務の対象	施設の建築物等を対象とする。
2. 業務の内容	施設の建築物の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、建築物の点検を実施する。
3. 要求水準	<p>内壁、外壁（柱を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・仕上げ材又は塗装の浮き、剥落、ひび割れ、破損、変形、錆付き及び腐食等の進行がないようにする。</li><li>・その他各スペースの特性に応じた利用に支障のないようにする。</li></ul> <p>床</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・仕上げ材の浮き、剥がれ、ひび割れ、腐食及び極端な摩耗等がないようにする。</li><li>・その他各スペースの特性に応じた利用に支障のないようにする。</li></ul> <p>屋根</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漏水のないようにする。</li><li>・その他各スペースの特性に応じた利用に支障のないようにする。</li></ul> <p>天井</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漏水のないようにする。</li><li>・その他各スペースの特性に応じた利用に支障のないようにする。</li></ul> <p>建具（扉、窓及び窓枠等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・がたつき及び緩み等がなく、可動部がスムーズに動くようにする。</li><li>・所定の水密性、気密性及び遮断性が保たれるようにする。</li><li>・各部にひび割れ、破損、変形、仕上げの変退色、劣化、錆付き、腐食、結露並びにカビの発生及び部品の脱落等がないようにする。</li><li>・開閉施錠装置が正常に作動するようにする。</li></ul>

項目	内容
	<p>保険の付保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市は、賠償責任保険及び建物総合損害保険に加入しているが、受託者は、自らの設備等に必要と思われる保険及び管理上必要と判断する保険は、自らが加入する。</li></ul>

## 2. 建築設備保守管理業務

項目	内容
1. 業務の対象	<p>施設内の各種建築設備及び工事を伴う備品を対象とする。</p>
2. 業務の内容	<p>施設の機能と環境を維持し、公共サービスの提供が常に円滑に行われるよう、空調設備、給排水設備、電気設備、機械設備及び防災設備等の建築設備並びに工事を伴う備品について、適切な維持管理計画のもとに運営、監視、点検調整等の対応を行う。</p>
3. 要求水準	<p>主な保守管理及び運転監視項目は、建築設備維持管理項目（表1）を参照する。</p> <p>業務全般：建築設備の保守管理に当たっては、定められた要求水準を満たすために次の業務計画を作成し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転監視業務計画書</li> <li>・ 日常巡視点検業務計画書</li> <li>・ 定期点検、測定作業計画書</li> </ul> <p>運転監視：各施設の用途は、利用者の快適さ等を考慮に入れ、運転監視業務計画書を作成し、それに従って各施設を適切な操作によって効率よく運転及び監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備に応じて適切な運転記録をとる。</li> <li>・ 運転時期の調整が必要な設備に関しては、市の責任者と協議して運転期間及び時間等を決定する。</li> <li>・ 各施設の運転中、点検及び操作使用上の障害になるものの有無を点検し、発見した場合は除去又は市の責任者との協議等を行い適切な対応をとる。</li> </ul> <p>法令点検：各設備の関係法令の定めにより、点検を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合は、保守、調整等の適切な方法により対応する。</li> <li>・ 点検又は保守、調整等の対応を行う場合は、必ず記録を残し、市の責任者から要求があれば速やかに提出できるようにしておく。</li> </ul>

項目	内容
4 . その他	<p>定期点検：各設備及び工事を伴う備品について、常に正常な機能を維持できるように設備系統ごとに適切な設備点検計画を作成し、それらに従って定期的に点検及び対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検により設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられた場合は、保守、調整等の適切な方法により対応する。</li> <li>・点検又は保守、調整等の対応を行う場合は、必ず記録を残し、市の責任者から要求があれば速やかに提出できるようにしておく。</li> </ul> <p>設備管理記録の作成、保管及び提出：設備の運転及び点検の記録として、運転日誌、点検記録、整備及び事故記録は業務期間終了時まで保管する。</p> <p>ア 運転日誌</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受変電日誌</li> <li>・空調設備運転日誌</li> </ul> <p>イ 点検記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備点検報告書</li> <li>・電気設備点検報告書</li> <li>・給排水設備点検報告書</li> <li>・防火設備点検記録</li> <li>・その他法令で定められた点検に係る記録</li> </ul> <p>ウ 整備及び事故記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検整備記録</li> <li>・事故及び故障記録</li> </ul> <p>設備若しくは備品の交換若しくは追加に伴う業務の対象の追加又は仕様書の変更等が生じた場合は、それらを適切に維持管理計画に反映させた上で、上記要求水準に応じた保守管理を行うこととする。</p>

(表1) 建築設備維持管理項目

定期点検及び整備項目

区分	項目	備考	回数
電気設備	電気機器設備保守点検	幹線設備、動力設備及び電灯等の保守点検を含む	保安規定に準ずる
機械設備	機械警報設備保守点検		1回/年
給排水及び衛生設備	給排水及び衛生設備保守点検	受水槽 排水ポンプ	機器に依ず
	漏水調査		1回/年
空調設備	空調機器設備保守点検	冷暖房機の点検整備、フィルター清掃並びに交換及び絶縁測定等を含む	機器に依ず
消防設備等	消防設備等保守点検	自動火災報知機、誘導灯並びに誘導標識、消火器及び非常放送設備等を含む	消防庁告示等による
	避難用設備保守点検		2回/年
備品等	備品器具保守点検		適宜

すべて法令順守につとめ、必要な保守点検を適宜実施するものとする。

### 3. 環境衛生管理業務

項目	内容
1. 業務の対象	<p>建物施設内及び外構部分のすべて、及び日常清掃並びに定期清掃の項目において指定されたものを対象とする。</p>
2. 業務の内容	<p>建物施設内及び外構の環境及び衛生を維持し、快適な執務空間を保ち、できる限り業務の妨げにならないように実施する。</p> <p>清掃箇所の状況を踏まえ、日常清掃及び定期清掃を組み合わせる。</p>
3. 要求水準	<p>日常清掃</p> <p>ア 床、壁、天井、窓ガラス及び付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上げに応じた適切な方法により、埃、ゴミ、汚れ及びシミ等を落とし、清潔な状態に保つ。</li> </ul> <p>イ ゴミ収集、運搬及び処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内より出るゴミの収集、運搬及び処理を行い、始業前にゴミがない状態にする。</li> </ul> <p>ウ トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生陶器類は、適切な方法で清潔な状態に保つ。</li> <li>・衛生消耗品(トイレットペーパー等)は常に補充された状態にする。</li> <li>・間仕切り、洗面台その他の付帯設備を汚れ及び破損のない状態に保つ。</li> </ul> <p>エ 外構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内のゴミ等が近隣に飛散しないようにする。</li> <li>・エントランス周辺等の公共性の高い場所及び設備は、日常的に清潔及び美観を保つ。</li> </ul> <p>オ 用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃用具、洗剤その他の資機材及びトイレットペーパー等の衛生用品は、すべて受託者の負担とする。</li> </ul> <p>定期清掃</p> <p>ア 床、壁、天井、窓ガラス及び付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上げに応じた適切な方法により、埃、ゴミ、汚れ及びシミ等を落とし、清潔な状態に保つ。</li> </ul> <p>イ 雨水桝、汚水桝及び屋上防水ドレン等</p>

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"><li>・適切な清掃を行う。</li></ul> <p>ウ 用具</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・清掃用具、洗剤その他の資機材及びトイレトーパー等の衛生用品は、すべて受託者の負担とする。</li></ul>

#### 4 . 備品等保守管理業務

項目	内容
1 . 業務の対象	市の備品を対象とする。
2 . 業務の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 初期性能を維持する。</li><li>・ 適切な維持管理計画のもとに点検、保守を行う。</li></ul>
3 . 要求水準	諸機能を常に業務の支障なき良好な状態に保つ。

### 第3 公園業務の水準

#### 1. 樹木等植物育成管理業務

項目	内容
1. 業務の対象	「管理業務施設一覧」に示した全ての公園を対象とする。
2. 業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽の維持管理を十分に行い、開花する植栽については十分に開花させるものとする。</li> <li>・ 台風等の災害時に倒木等の速やかな処理。</li> </ul>
3. 要求水準	<p>樹木管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の育成及び樹冠等の景観を重視し定期的な剪定を行う。また、枯木予防措置等を施し、暖地の植物については冬季の保護を行う。</li> <li>・ 剪定後の枝等は速やかに集草、運搬、及び適切な処分を行う。</li> <li>・ 強風等で倒木の恐れのある樹木については支柱等の措置を事前に行う。</li> </ul> <p>花壇管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間を通じて四季の植栽を行い、灌水、施肥等による適切な植栽管理の下で、公園のエントランス及び全体のイメージアップを図る。</li> </ul> <p>芝生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な維持管理（芝刈り、施肥、灌水、根切り、エアレーション、目土、抜根除草、他）を行い常に良好な状態を保つ。</li> <li>・ 除草剤等の化学薬品は使用しない。</li> </ul> <p>菖蒲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な維持管理（施肥、灌水、葉切り、株分け、抜根除草、補植、他）により十分に開花させる。</li> </ul> <p>草刈・除草</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な公園利用及び景観を損なわないよう定期的な草刈・除草を行い常に園内の美観及び衛生を保つ。</li> <li>・ 刈り草等は速やかに集草、運搬、適切な処分を行う。</li> </ul>

## 2. 施設の維持管理業務

項目	内容
1. 業務の対象	公園内等に設置されている修景施設、休養施設・遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設及び設備を対象とする。
2. 業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設について定期的な点検、補修等を行い常に安全に公園利用ができるよう維持管理を行う。</li> <li>・管理施設（管理棟等）については毎日の巡視等により保安を確保する。</li> <li>・排水ポンプ運転及び維持管理等</li> </ul>
3. 要求水準	<p style="text-align: center;">設備・施設・備品の保守点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月3回以上の日常点検、及び1年に1回以上の専門技術者による定期点検を行い、常に安全に公園利用ができるよう維持管理を行う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検結果に伴い適切な処置を行ったのち市へ連絡を行う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">照明施設等の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の定期的な点検を実施し、不良個所を速やかに市に報告する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">害虫等の駆除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蜂、ゴキブリ、セアカゴケグモ、蛇等の駆除を行う。ただし、殺鼠剤又は殺虫剤を使用するとき及び野犬並びに捨て猫等を処分するときは、市と協議すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">照明等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明スイッチ等の管理</li> </ul> <p style="text-align: center;">保険の加入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者の負担による損害賠償保険等への加入</li> </ul> <p style="text-align: center;">報告書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検記録表を翌月の15日までに市に提出する。</li> </ul>



## 第4 公園の個別業務の水準

### 1. 九華公園（柿安コミュニティパークを含む。）

項目	内容
1. 業務の対象	九華公園( 柿安コミュニティパークを含む。 )を対象とする。
2. 業務の内容	<p>公園植樹管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草工</li> <li>・ 樹木剪定、樹木防除等、藤剪定及び松くい虫防除等</li> <li>・ 草花植栽、施肥及び灌水</li> <li>・ 芝管理（芝刈、施肥、芝生抑制材及び目土工等）</li> <li>・ 菖蒲管理（菖蒲植栽、消毒、客土工、施肥、除草及びpH調整等）</li> </ul> <p>公園遊具等（公園施設）維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊具等（遊戯施設）の点検、遊具等の簡易修繕</li> <li>・ ガス燈の保守点検</li> <li>・ 水銀灯（照明施設）の点検</li> <li>・ ベンチ等（休養施設）、時計塔等（便益施設）の点検</li> </ul> <p>公園内巡視及び清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園内巡視作業（遊具簡易点検含む。）</li> <li>・ 公園内トイレ清掃及び園内清掃作業</li> </ul> <p>堀の水位の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風前や大雨時による堀の水位の調整作業やゲートの開閉作業</li> </ul> <p>公園で飼育している鳥類等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小屋の清掃作業・餌やり等</li> </ul> <p>有料駐車場の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例に基づく駐車料金の徴収を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>4月～10月 午前 9時～午後6時</li> <li>11月～ 3月 午前10時～午後5時</li> </ul> </li> <li>* チケットの作成は受託者が行う。</li> </ul>
3. 要求水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が安全かつ快適に過ごせるよう維持管理を行う。</li> <li>・ 4月にはさくらまつり、5月にはつつじまつり及び金魚まつり、6月には花菖蒲まつりが開催されるため、さくら、つつじ及び菖蒲が見ごろになるよう植栽管理を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・桑名水郷花火大会等各イベントに合わせて芝や樹木の剪定等の管理を行う。</li><li>・各イベント(花火大会・石取祭等)時には有料駐車場が混雑するため、管理体制を整えること。また、各イベントに合わせて市より指示があった場合には、柔軟な駐車場開場等に対応すること。</li></ul>
--	--

## 2. 播磨1号緑地

項目	内容
1. 業務の対象	播磨1号緑地を対象とする。
2. 業務の内容	<p>公園植樹管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草工</li> <li>・ 樹木剪定及び樹木防除等</li> <li>・ 芝管理（芝刈、施肥、芝生抑制剤及び目土工）</li> </ul> <p>公園遊具（公園施設）維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水銀灯等照明施設、柵等（管理施設）の点検、簡易修繕</li> <li>・ 水飲み場等（便益施設）の点検</li> <li>・ 四阿及びベンチ等（休養施設）の点検</li> </ul> <p>公園内巡視及び清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園内巡視作業（遊具簡易点検含む。）</li> <li>・ 公園内トイレ清掃及び公園内の清掃作業</li> </ul> <p>駐車場の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未舗装駐車場であるため、陥没等がないように管理すること。</li> </ul>
3. 要求水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が安全かつ快適に過ごせるよう維持管理を行う。</li> </ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 播磨2号緑地で行う蛍の保全等にかかる日常管理及び行事開催時には、駐車場及びトイレの使用等について協力すること。</li> </ul>

### 3 . 大山田第二公園

項目	内容
1 . 業務の対象	大山田第二公園を対象とする。
2 . 業務の内容	<p>公園植樹管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草工</li> <li>・ 樹木剪定及び樹木防除等</li> </ul> <p>公園遊具等（公園施設）維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊具等（遊戯施設）の点検、簡易修繕</li> <li>・ 水銀灯等照明施設、柵等（管理施設）の点検</li> <li>・ 休憩所、ベンチ等（休養施設）の点検</li> <li>・ 駐輪場、水飲み場等（便益施設）の点検</li> <li>・ 生け垣等（修景施設）の管理</li> </ul> <p>公園内巡視及び清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園内巡視作業（遊具簡易点検含む。）</li> <li>・ 公園内トイレ清掃及び公園内の清掃作業</li> </ul> <p>駐車場の管理</p>
3 . 要求水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が安全かつ快適に過ごせるよう維持管理を行う。</li> </ul>

#### 4 . 大山田第四公園

項目	内容
1 . 業務の対象	大山田第四公園を対象とする。
2 . 業務の内容	<p>公園植樹管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草工</li> <li>・ 樹木剪定、樹木防除及び藤剪定等</li> </ul> <p>公園遊具等（公園施設）維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊具等（遊戯施設）の点検、簡易修繕</li> <li>・ 水銀灯等照明施設、柵等（管理施設）の点検</li> <li>・ ベンチ等（休養施設）の点検</li> <li>・ 水飲み場等（便益施設）の点検、及び管理</li> <li>・ 生け垣等（修景施設）の管理</li> </ul> <p>公園内巡視及び清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園内巡視作業（遊具簡易点検含む。）</li> <li>・ 公園内トイレ清掃及び公園内の清掃作業</li> </ul> <p>駐車場の管理</p>
3 . 要求水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が安全かつ快適に過ごせるよう維持管理を行う。</li> </ul>

5 . 星川公園（多目的運動広場を含む。）

項目	内容
1 . 業務の対象	星川公園（多目的運動広場を含む。）を対象とする。
2 . 業務の内容	<p>公園植樹管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草工</li> <li>・ 樹木剪定、樹木防除及び藤の剪定</li> </ul> <p>公園遊具等（公園施設）維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊具等（遊戯施設）の点検、簡易修繕</li> <li>・ 柵及び照明施設（管理施設）の点検</li> <li>・ 休憩所、ベンチ等（休養施設）の点検</li> <li>・ 時計塔、水飲み場等（便益施設）の点検</li> <li>・ 生け垣等（修景施設）の管理</li> </ul> <p>公園内巡視及び清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園内巡視作業（遊具簡易点検含む。）</li> <li>・ 公園内トイレ清掃及び公園内の清掃作業</li> </ul> <p>駐車場の管理</p>
3 . 要求水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が安全かつ快適に過ごせるよう維持管理を行う。</li> </ul>

## 6. こばさか公園

項目	内容
1. 業務の対象	こばさか公園を対象とする。
2. 業務の内容	<p>公園植樹管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草工</li> <li>・ 樹木剪定・樹木防除等</li> </ul> <p>公園遊具等（公園施設）維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊具等（遊戯施設）の点検、簡易修繕</li> <li>・ 水銀灯等照明施設、柵等（管理施設）の点検</li> <li>・ 休憩所、ベンチ等（休養施設）の点検</li> <li>・ 時計塔、水飲み場等（便益施設）の点検</li> </ul> <p>公園内巡視及び清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園内巡視作業（遊具簡易点検含む。）</li> <li>・ 公園内トイレ清掃及び公園内の清掃作業</li> </ul>
3. 要求水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が安全かつ快適に過ごせるよう維持管理を行う。</li> </ul>

## 7. 立花公園

項目	内容
1. 業務の対象	立花公園を対象とする。
2. 業務の内容	<p>公園植樹管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草工</li> <li>・ 樹木剪定・樹木防除等・藤の剪定等</li> </ul> <p>公園遊具等（公園施設）維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理施設の水銀灯等（照明施設）の点検</li> <li>・ ベンチ等（休養施設）の点検</li> <li>・ 時計塔・水飲み場等（便益施設）の点検</li> </ul> <p>公園内巡視及び清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園内巡視作業（遊具簡易点検含む。）</li> <li>・ 公園内トイレ清掃及び公園内の清掃作業</li> </ul> <p>駐車場の管理</p>
3. 要求水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が安全かつ快適に過ごせるよう維持管理を行う。</li> </ul>

## 8. エイベックス播磨中央公園

項目	内容
1. 業務の対象	エイベックス播磨中央公園を対象とする。
2. 業務の内容	<p>公園植樹管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草工</li> <li>・ 樹木剪定、樹木防除及び藤の剪定等</li> <li>・ 草花植栽及び施肥</li> <li>・ 芝管理（芝刈、施肥、芝生抑制材及び目土工等）</li> <li>・ 菖蒲管理（菖蒲植栽、消毒、客土工、施肥、除草及びpH調整等）</li> </ul> <p>公園遊具等（公園施設）維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊具等（遊戯施設）の点検、簡易修繕</li> <li>・ パーゴラ、四阿、ベンチ等（休養施設）、時計塔及び水飲み場等（便益施設）の点検</li> <li>・ 柵及び照明施設等（管理施設）の点検</li> </ul> <p>公園内巡視及び清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園内巡視作業（遊具簡易点検含む。）</li> <li>・ 公園内トイレ清掃及び園内清掃作業</li> <li>・ 中継汚水汚物ポンプの点検及び維持管理</li> </ul> <p>管理棟の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理棟の清掃及び維持管理</li> </ul> <p>調整池の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足漕ぎボート（遊戯）施設の維持管理、点検及び簡易修繕</li> </ul> <p>ボート使用料金 桑名市都市公園条例による 4月～11月 午前9時～午後4時</p> <p>* チケットの作成は受託者が行う。</p> <p>駐車場の管理</p>
3. 要求水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が安全かつ快適に過ごせるよう維持管理を行う。</li> </ul>

## 第5 施設維持管理における管理区分

業務名		管理区分		備考
		受託者	市	
建築物保守点検管理	建築物の点検			
	建築物の保守			
	建築物の修繕	経常的修繕		
		大規模修繕		
建築物並びに工作物の新築、増改築及び移転等				
備保守点検管理	電気設備の運転、監視及び保守点検等			
	空調設備の運転、監視及び保守点検等			
	給排水設備の運転、監視及び保守点検等			
	消防設備及び避難誘導施設等の保守管理			
	その他必要な保守管理			
備品等保守管理	市所有備品、什器及び家具等の保守管理			
	委託業者の備品等の保守管理			
外構保守管理	外構設備の保守管理			
清掃管理	建築物内部	日常清掃		
		定期清掃		
	建築物外部	日常清掃		
		定期清掃		
警備管理	建築物内部警備			
	建築物外部警備			
	機械警備		-	-
	夜間警備			
	駐車場警備			
	鍵の管理			
樹木等維持管理	樹木の剪定			
	花壇等の維持管理			
安全管理	防火、防災及び事故等に対する対策			
管理運営	施設等の利用受付及び承認			
	設備等の利用受付及び承認			
	備品等の利用受付及び承認			
	関係条例及び規則に基づく行為の許可			

業務名		管理区分		備考
		受託者	市	
遊具等保守点 検管理	遊具等の点検			
	遊具等の保守			
	遊具等の簡易でない修繕			
事業運営	利用促進			
	地域住民との連携及び協働			
苦情処理	一般的な苦情に対する対処			
	不服申立てに対する決定			地方自治法第244条の4

## 第6 受託者が遵守すべき法令等一覧

### 1. 個別法令

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・ 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）
- ・ 警備業法（昭和47年法律第117号）
- ・ 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）
- ・ 駐車場法施行規則（平成12年運輸省・建設省令第12号）

### 2. 関連法令（施設維持、設備保守点検に関する法律）

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）

### 3. 関連法令（工事に関する法規、規定）

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成11年三重県条例第2号）

### 4. 桑名市関連

- ・ 桑名市個人情報保護条例（平成16年桑名市条例第21号）
- ・ 桑名市都市公園条例（平成16年桑名市条例第149号）
- ・ 桑名市都市公園条例施行規則（平成16年桑名市規則第146号）
- ・ 桑名市建築基準法施行細則（平成17年桑名市規則第28号）